

セーフティネット保証5号の認定申請手続きのご案内

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定)

【対象者】

- 法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者
- 法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地が小金井市にある方、個人の場合は主たる事業所が小金井市にある方

【認定要件】

次のいずれかに該当すること。

(イ) については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合や前年比較が認定が困難な事業者（業歴が3か月以上1年1か月未満の事業者や業務拡大した場合）向けの比較方法もあります。ホームページをご覧ください。

(イ) 最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。

(ロ) 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

【申請と認定手続きについて】

- 1 「最近3ヶ月」とは、原則として直近の3ヶ月です。7月の申請であれば、前月を含む4・5・6月の3ヶ月となります。月初めで前月分が未集計の場合は、前々月を含む3・4・5月の3ヶ月でも構いません。
- 2 指定業種については、日本標準産業分類細分類表を参考に確認してください。
- 3 必要書類が揃いましたら市役所経済課産業振興係窓口まで提出してください。
- 4 認定には2～3日の期間を要します。認定書ができましたら申請者に電話連絡いたしますので、窓口までお越しください。受領書と引き換えで認定書をお渡しします。

(問い合わせ先)

小金井市経済課産業振興係

電話：042-387-9831（直通）

【認定に必要な書類】

(市所定用紙) ※印鑑は全て実印を押印して下さい。

1 認定申請書兼認定書

事業と指定業種の関係によって、(イ)、(ロ)の認定要件それぞれ①、②、③の認定申請書兼認定書があります。この他、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合や前年比較による認定が困難な事業者(業歴3か月以上1年1か月未満・業務拡大)向けの様式もあります。ホームページをご覧ください。

- ①: 1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用してください。
- ②: 主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる事業)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用してください。
- ③: 指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用してください。

経済産業大臣による指定業種が中分類を基準に指定されている期間は、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載する欄に、中分類番号と中分類業種名をご記入ください。分類は中小企業庁ホームページでお調べください。

2 認定申請理由書兼調査書

3 認定申請に関わる誓約書

4 受領書(認定申請後、認定書と引き換えで受領日をご記入の上、ご提出いただきます)

(添付書類)

5 小金井市に事業実態があることがわかるもの。下記のいずれか一点。

法人の場合

- ・法人税確定申告書の写し(別表一(一)のみで可)
(直近の決算期一期分。税務署の收受印のあるもの。電子申請の場合は税務署からの受信通知を添付)
- ・法人謄本(履歴事項全部証明書)または抄本(現在事項全部証明書)の写し
(発行日から3か月以内)

個人の場合

- ・所得税確定申告書の写し(第一表のみで可)
(直近の決算期一期分。税務署の收受印のあるもの。電子申請の場合は税務署からの受信通知を添付。納税地と事業所が異なる場合は小金井市に事業実態があることがわかるページも添付)
- ・許認可証(飲食店営業許可等)の写し(有効期限がある場合は期限内のもの)

6 記載数値の証明資料(売上高対比表・試算表等)